

# 群馬県在籍型出向等支援協議会 第1回会議 次第

令和3年6月22日(火) 14:00~15:30

群馬県市町村会館 大会議室

## 1 開会あいさつ

## 2 議 事

(1) 協議会の設置について

(2) 群馬県内の雇用情勢

(3) 雇用調整助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給状況について

〔質 疑〕

(4) 産業雇用安定助成金について

(5) 群馬県内の出向状況

〔質 疑〕

(6) 関東経済産業局における出向に係る取組等

(7) 在籍型出向に係る今後の連携のあり方

〔意見交換〕

## 3 閉会

# 群馬県在籍型出向等支援協議会 第1回会議 資料一覧

## 《資料1》 協議会の設置について

- 群馬県在籍型出向等支援協議会 設置要綱（案）

## 《資料2》 産業雇用安定助成金について（群馬労働局）

- 「産業雇用安定助成金」の計画届受付実績等

## 《資料3》 群馬県内の出向状況（産業雇用安定センター）

- 産業雇用安定センターについて
- 出向・移籍支援状況

## 《資料4》 関東経済産業局における出向に係る取組等（関東経済産業局）

- 在籍型出向支援に関する取組

## 《資料5》 在籍型出向に係る今後の連携のあり方

- 在籍型出向に係る連携・支援スキーム（案）
- 在籍型出向送出・受入情報シート（案）

# 《資料 1》

## 協議会の設置について

(群馬労働局)

## 群馬県在籍型出向等支援協議会 設置要綱(案)

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、在籍型出向により労働者の雇用を維持するために、地域において関係機関が連携して、出向の情報やノウハウの共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、群馬県在籍型出向等支援協議会(以下「地域協議会」という。)を設置・開催する。

### 2 構成員等

地域協議会は、別添に掲げる団体・機関により構成する。

なお、地域協議会は必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

### 3 協議事項

地域協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関する事。
- (2) 地域における出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関する事。
- (3) 地域における関係機関間の連携に関する事。
- (4) 地域における出向支援のノウハウ・好事例の共有に関する事。
- (5) 各種出向支援策の共有など出向の効果的な実施の推進に関する事。
- (6) その他必要な事項に関する事。

### 4 事務局

地域協議会の事務局は、群馬労働局職業安定部に置く。

### 5 その他

- (1) 地域協議会の議事については、別に地域協議会で申し合わせた場合を除き、原則として公開とする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、地域協議会に関し必要な事項は別に定める。

### 附則

この要綱は、令和3年6月22日から施行する。

群馬県在籍型出向等支援協議会 構成団体・機関

	所 属
〈経済団体〉	一般社団法人 群馬県経営者協会
	群馬県中小企業団体中央会
	一般社団法人 群馬県商工会議所連合会
	群馬県商工会連合会
〈労働者団体〉	日本労働組合総連合会 ・ 群馬県連合会
〈金融機関〉	株式会社 群馬銀行
	株式会社 東和銀行
	桐生信用金庫
	ぐんまみらい信用組合
〈社会保険労務士会〉	群馬県社会保険労務士会
〈出向支援機関〉	公益財団法人 産業雇用安定センター 群馬事務所
〈行政機関〉	群馬県 産業経済部
	経済産業省 関東経済産業局
	国土交通省 関東地方整備局
	国土交通省 関東運輸局
	群馬労働局（事務局）

® Á ‹ -

... = \$ - O ° ÿ Æ ¿ Ÿ Á  
α Ó ‰ ã ¥

























































